

指宿市自殺対策行動計画 (案)

平成31年3月

市長あいさつを掲載予定

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の数値目標.....	3
第2章 指宿市の自殺の現状	4
1 統計資料から見た自殺の現状.....	4
(1) 自殺者数の推移.....	4
(2) 他自治体との比較.....	5
(3) 自殺者の属性.....	6
2 アンケート調査結果.....	10
(1) 調査概要.....	10
(2) 調査結果（抜粋）.....	11
3 支援が優先されるべき対象群.....	22
第3章 自殺対策における取組	23
1 基本方針.....	23
(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する.....	23
(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する.....	23
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する.....	24
(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する.....	24
(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する.....	24
2 施策体系.....	25
3 基本施策.....	26
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	26
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	27
(3) 住民への啓発と周知.....	33
(4) 生きることの促進要因への支援.....	36
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	39
4 重点施策.....	40
(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進.....	40
(2) 高齢者の自殺対策の推進.....	42
(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上.....	47

5	生きる支援の関連施策	50
	(1) 既存の会議・研修等を活用して、生きることの包括的な支援を強化する	50
	(2) 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修等）を様々な分野で推奨する	51
	(3) 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組を推進する	55
	(4) 様々な機会を活用して、自殺対策の周知・啓発に努める	58
	(5) 生きることの包括的な支援を実施・継続する	60
	(6) 生きることの包括的な支援を推進する体制を強化する	68
第4章	自殺対策の推進体制	70
1	自殺対策の推進体制	70
	(1) 自殺対策ネットワーク	70
	(2) 計画の進行管理	70
	(3) 自殺対策の担当課	70
資料編	71
1	指宿市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱	71
2	指宿市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿	73

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年にバブル崩壊等を要因に急増し、その後も高い水準で推移していました。

このような中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺が広く「社会の問題」として認識されるようになり、社会全体で自殺対策が推進されるようになりました。

平成28年には、自殺対策を更に強化するため、自殺対策基本法が改正され、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及びに市町村に対して、「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺対策の推進等により自殺者数の減少が進み、平成29年の自殺者数は2万1千人とピーク時から3割以上減少していますが、国際的に見ると人口当たりの自殺死亡率は未だに高い水準にあります。

これらの自殺対策を取り巻く国の動向や社会的情勢等を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない指宿市」の実現を目指し、地域全体で自殺対策を推進するため、「指宿市自殺対策行動計画」を策定しました。

「自殺対策」をめぐる国の動向		
平成10年		自殺者数が3万人を突破
平成18年	6月	「自殺対策基本法」成立
	10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年	4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
	6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年	10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年	2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年	8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年	3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年	7月	新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定

2 計画の性格・位置づけ

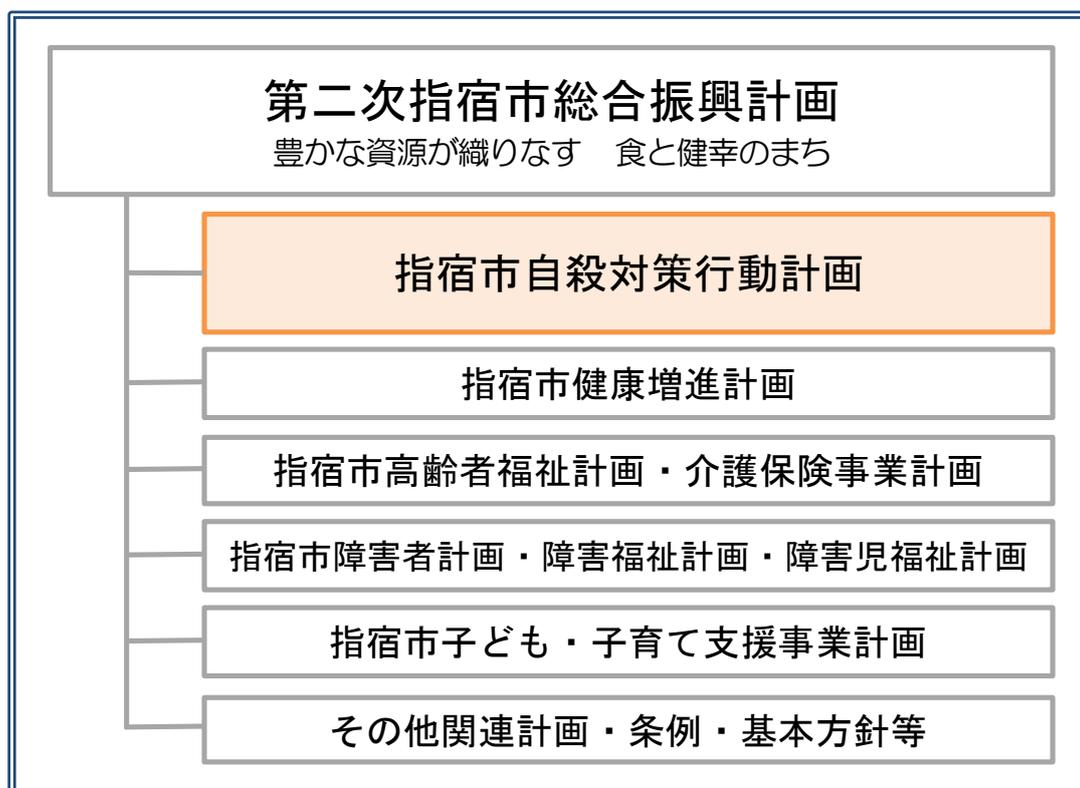
本計画は平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(以下「自殺総合対策大綱」という。)の趣旨を踏まえて、策定するものです。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「第二次指宿市総合振興計画」や「第二次指宿市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図るものです。

自殺対策基本法(抜粋)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。



3 計画の期間

国の自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改定されていることから、本計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱においては、平成38年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針も踏まえ、本市は、平成24年から平成27年までの自殺死亡率の平均値22.2（自殺者数計39人）に対し、平成31年から平成34年までの自殺死亡率の平均値をおおむね20%程度減少、17.8（自殺者数計28人^{※1}）まで減少させるとともに、平成36年から平成39年までの自殺死亡率の平均値をおおむね30%程度減少、15.5（自殺者数計22人^{※1}）まで減少させることを目指します。

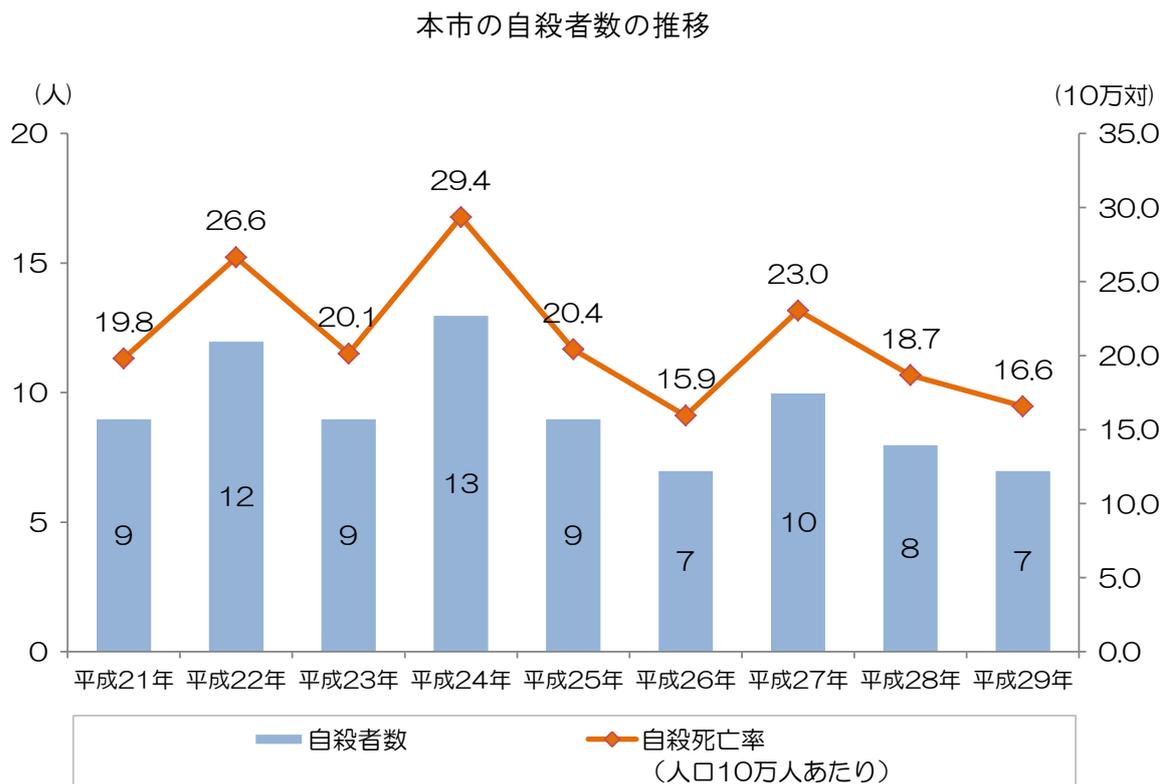
※1 「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に算出。

第2章 指宿市の自殺の現状

1 統計資料から見た自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本市の平成21年～平成29年における自殺者数は、年間9人前後で推移しており、合計で84人、平均で9.3人となっています。

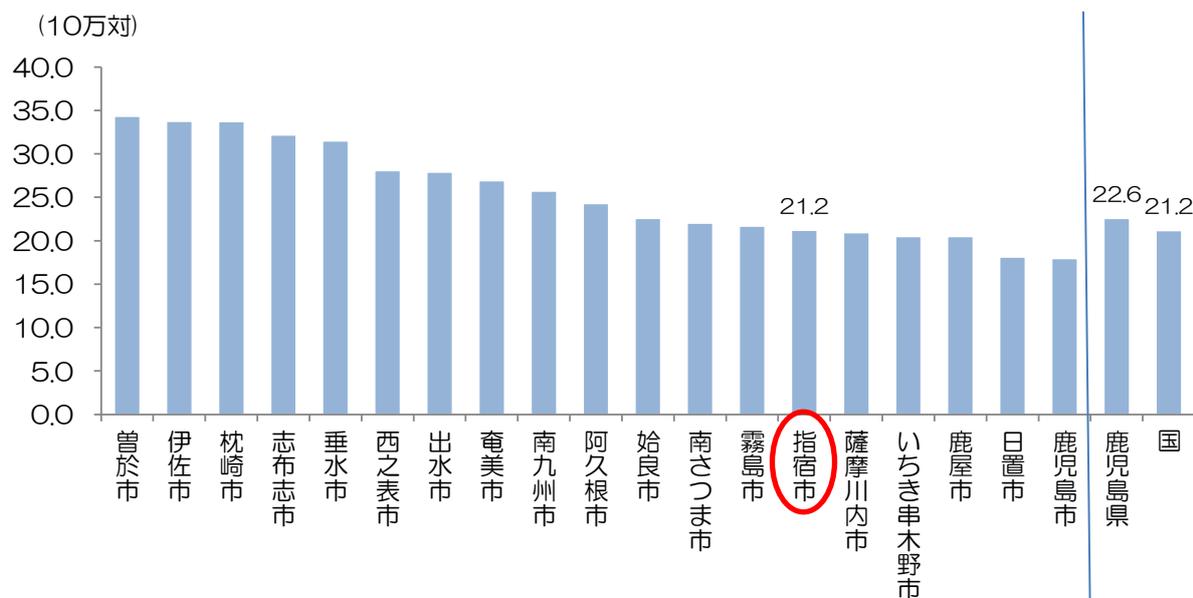


※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より作成。

(2) 他自治体との比較

本市の平成21年～平成29年における自殺死亡率は、21.2であり、県内19市中14位となっています。県全体より低く、国全体と同水準となっています。

他自治体との比較

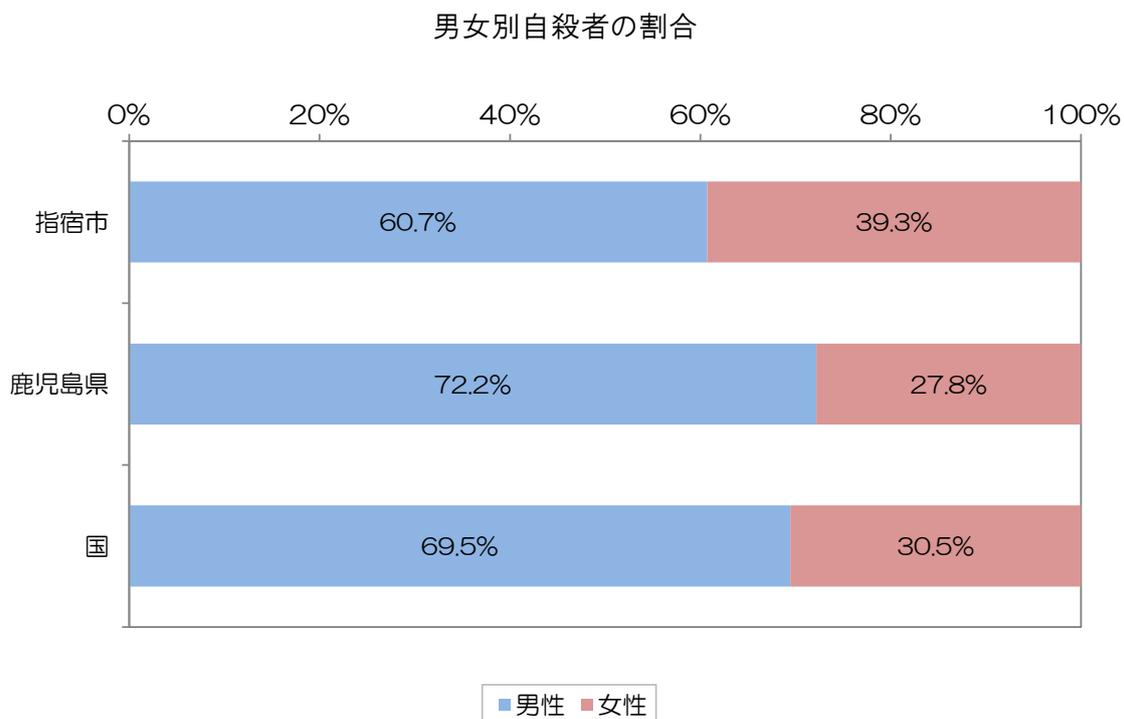


※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

(3) 自殺者の属性

① 男女別自殺者の割合

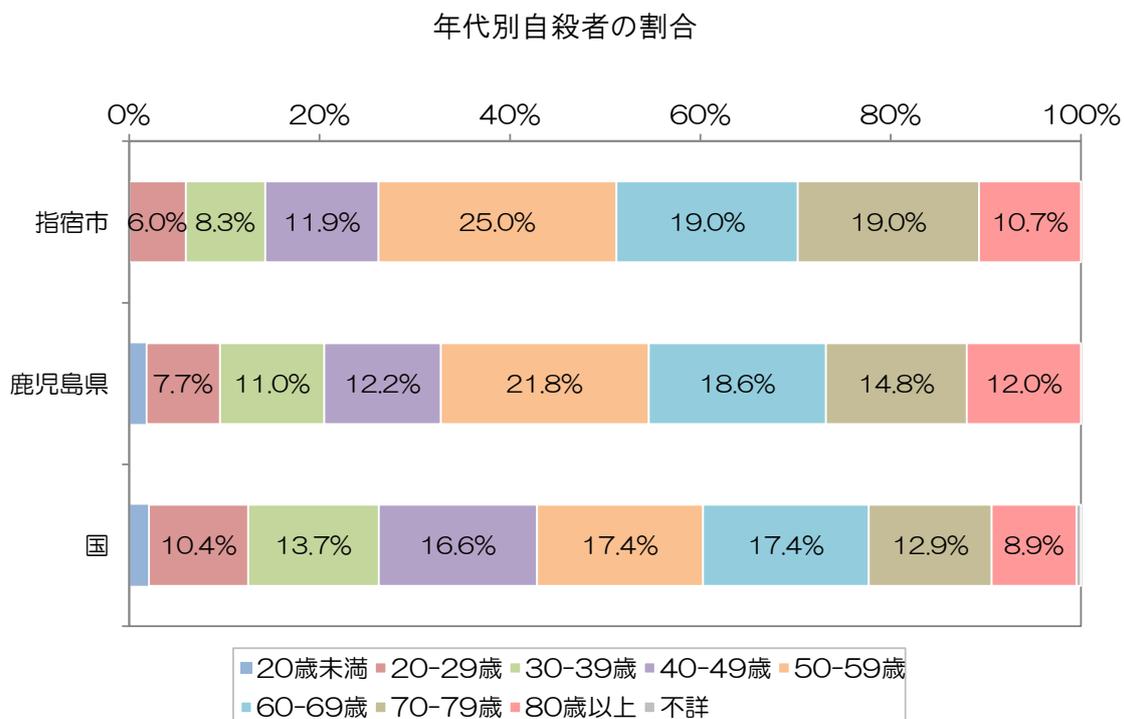
平成 21 年～平成 29 年における男女別自殺者の状況を見ると、男性が 6 割を占めていますが、国や県と比較して、女性の構成比が高くなっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

② 年代別自殺者の割合

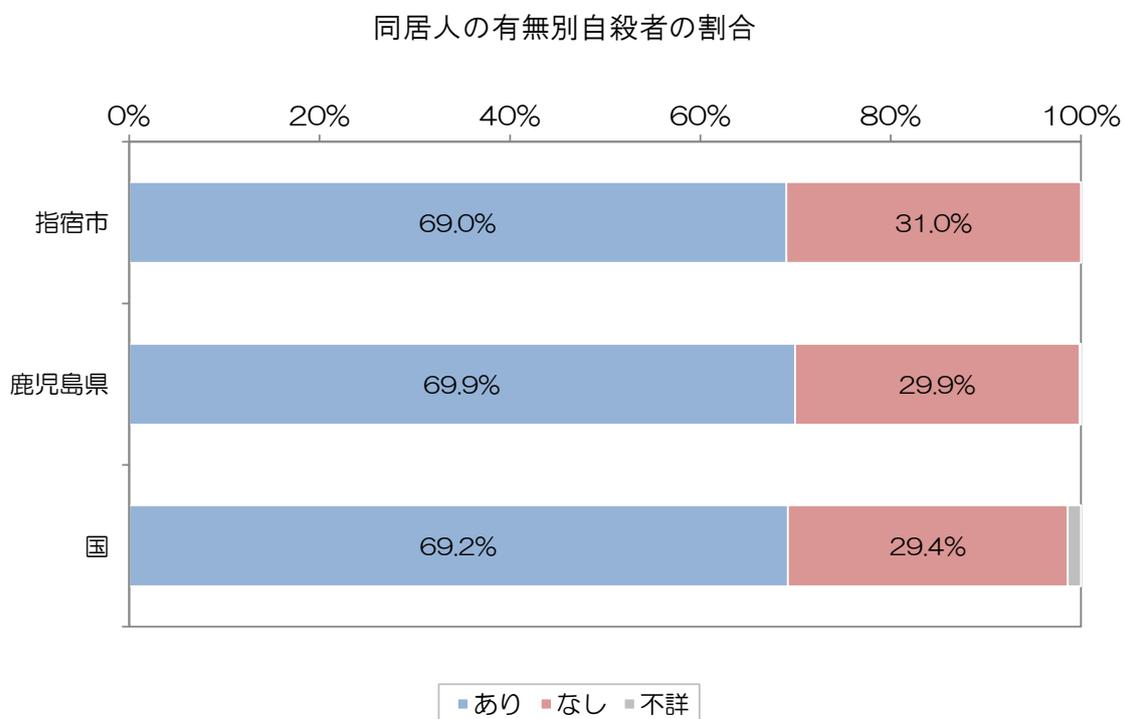
平成 21 年～平成 29 年における年代別自殺者の状況を見ると、50 代（25.0%）が最も多く、次いで、60 代・70 代（ともに 19.0%）となっています。
国や県と比較して 50 代～70 代の構成比が高くなっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

③ 同居人の有無別自殺者の割合

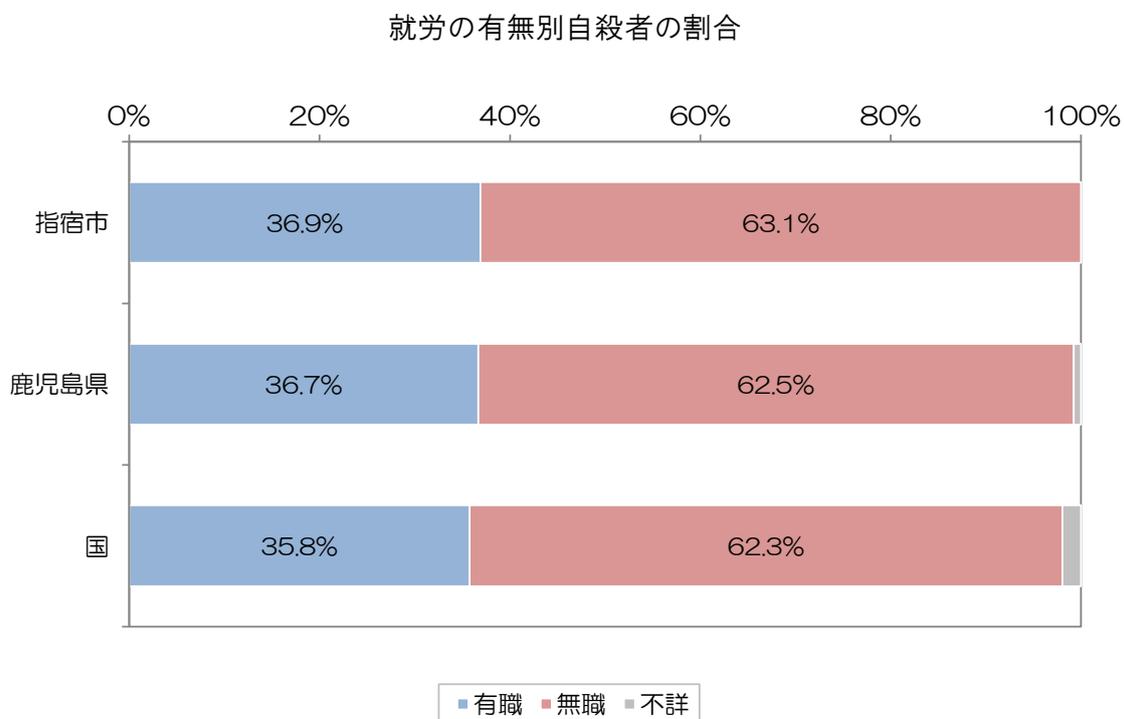
平成 21 年～平成 29 年における同居人の有無別自殺者の状況を見ると、「同居人あり」がおよそ 7 割を占めており、国や県と同程度となっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

④ 就労の有無別自殺者の割合

平成 21 年～平成 29 年における就労の有無別自殺者の状況を見ると、「無職」が6割を占めており、国や県と同程度となっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査目的

指宿市自殺対策行動計画の策定や自殺対策の推進に活用するため、市民の「こころの健康」や「自殺予防」に関する現状や意識を把握することを目的としました。

② 調査内容

厚生労働省が示した住民意識調査における調査票案を基に作成した調査票により、以下の内容について調査を行いました。

・ 回答者の属性について	・ 自殺に対する考え方について
・ 悩みやストレスについて	・ 自殺対策・予防等について
・ 相談することについて	・ 自死遺族支援について
・ 相談を受けることについて	・ 自殺を考えた経験について

③ 調査期間

平成 30 年 8 月～9 月

④ 調査対象

19 歳以上の指宿市民から無作為抽出した 1,200 人

⑤ 調査方法

郵送調査（郵送配布・郵送回収）

⑥ 回収数及び回収率

614 件（回収率：51.2%）

⑦ 有効回答数及び有効回答率

612 件（有効回答率：99.7%）

⑧ 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、2 つ以上の回答を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。指宿市と国の比較においては、対象年齢や設問内容が異なるものを含んでいます。

(2) 調査結果（抜粋）

① 悩みやストレスについて

・こころの状態について

K6という尺度を用いて、こころの状態の評価を行いました。

「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」と定義される10点以上の市民の割合は、14.3%となっています。

選択肢	回答数	割合	
0～4点	271	44.1%	44.1%
5～9点	176	28.6%	28.6%
10～14点	66	10.7%	10.7%
15点以上	22	3.6%	3.6%
無回答	80	13.0%	13.0%
サンプル数	615	100.0%	

※参考（K6について）

K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。

6つの質問について、5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされています。健康日本21（第二次）においては、10点以上を「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」として定義しています。

② 相談することについて

・相談相手の有無について

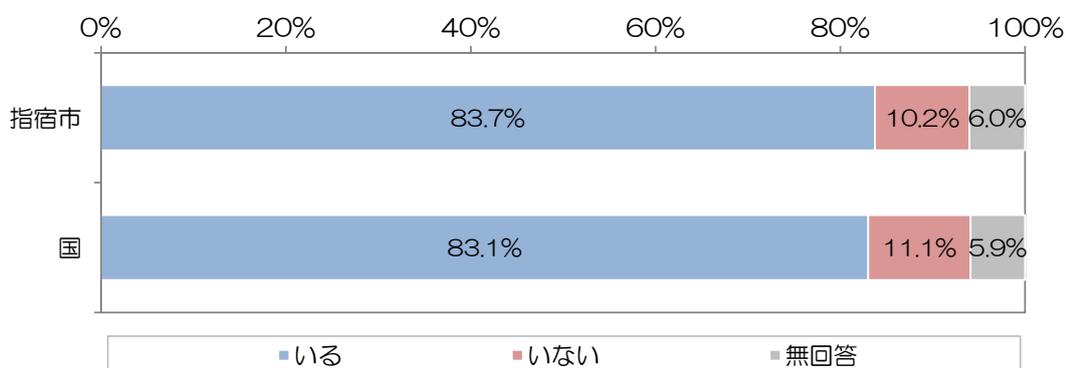
問 普段からあなたの心配や悩みを受け止めて、耳を傾けてくれる人がいますか。
(○は1つ)

「いる」と回答した人が8割を占めている一方、「いない」と回答した人も1割存在しています。



※参考（国との比較）

相談相手がいる人の割合は国と同程度となっています。

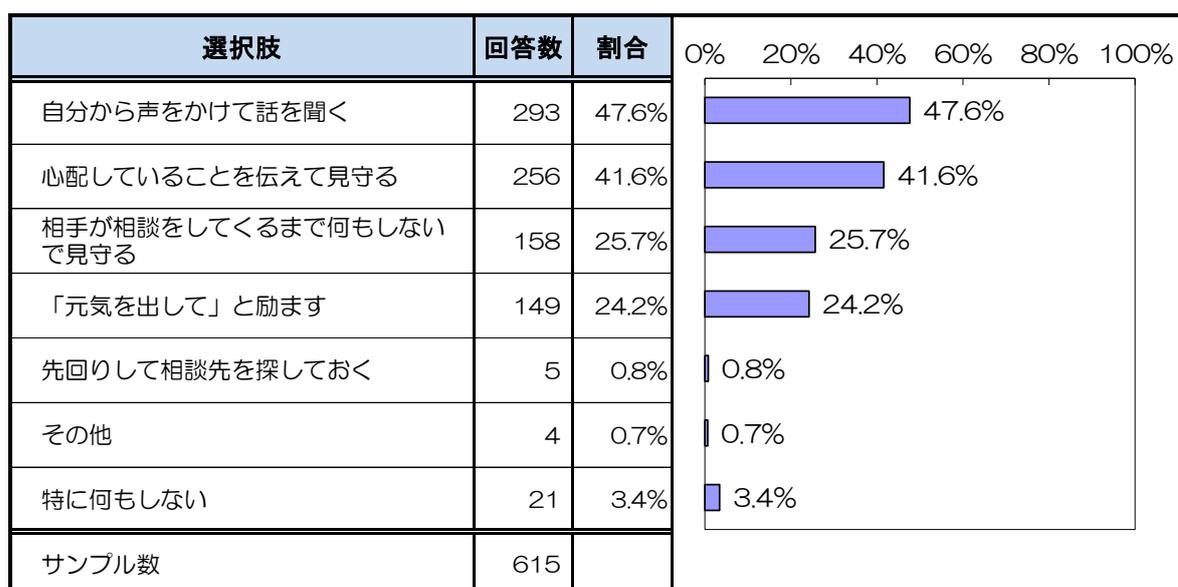


③ 相談を受けることについて

・身近な人がいつもと違った様子に見えたときの対応について

問 理由はわからないけれども、身近な人がいつもと違った様子でつらそうに見えたときに、あなたはどのように対応しますか。(〇はいくつでも)

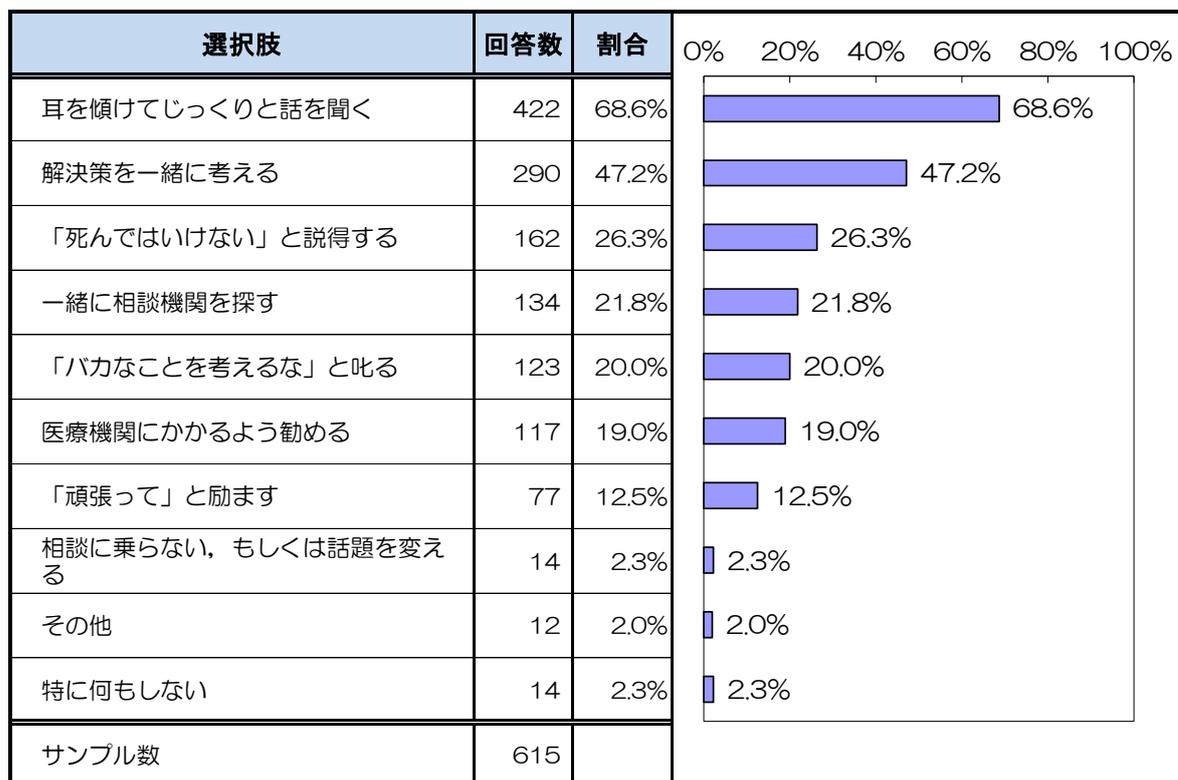
「自分から声をかけて話を聞く」が 47.6%と最も高く、次いで、「心配していることを伝えて見守る」の 41.6%、「相手が相談をしてくるまで何もしないで見守る」の 25.7%の順となっています。



・身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応について

問 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、あなたはどのように対応しますか。(〇はいくつでも)

「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が 68.6%と最も高く、次いで、「解決策と一緒に考える」の 47.2%、「死んではいけない」と説得する」の 26.3%の順となっています。



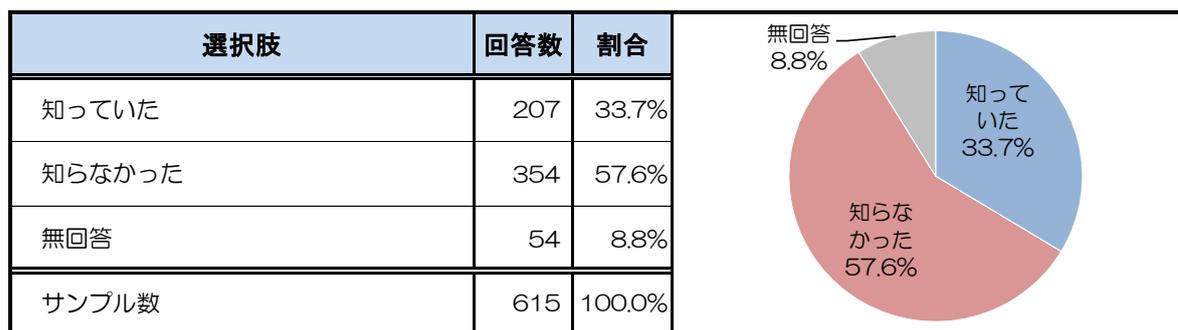
④ 自殺に対する考え方について

・自殺者数の認知度について

問 国全体では平成 29 年に約 2 万 1 千人の方が自殺で亡くなっており、この人数は指宿市の人口のおよそ半分にあたります。あなたは、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。(〇は1つ)

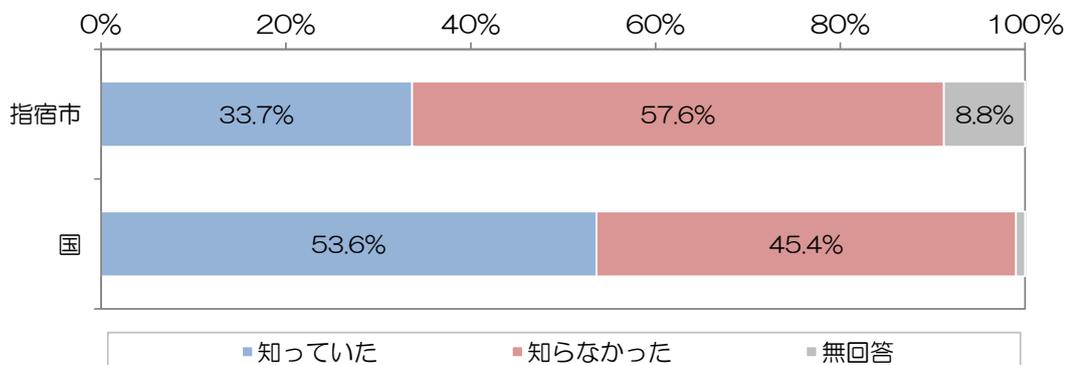
「知っていた」と回答した人の割合は 33.7%に留まっています。

今後、自殺に関する啓発・周知を強化していく必要があると考えられます。



※参考（国との比較）

自殺者数の認知度は、国と比較して低くなっています。



⑤ 自殺対策・予防等について

・自殺対策に関する講演会や講習会への参加経験について

問 自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか。(○は1つ)

「はい」と回答した人の割合は4.1%に留まっています。

自殺に関する住民への啓発・周知を図るため、今後は自殺対策に関する講演会や講習会の開催や参加勧奨を推進していく必要があると考えられます。



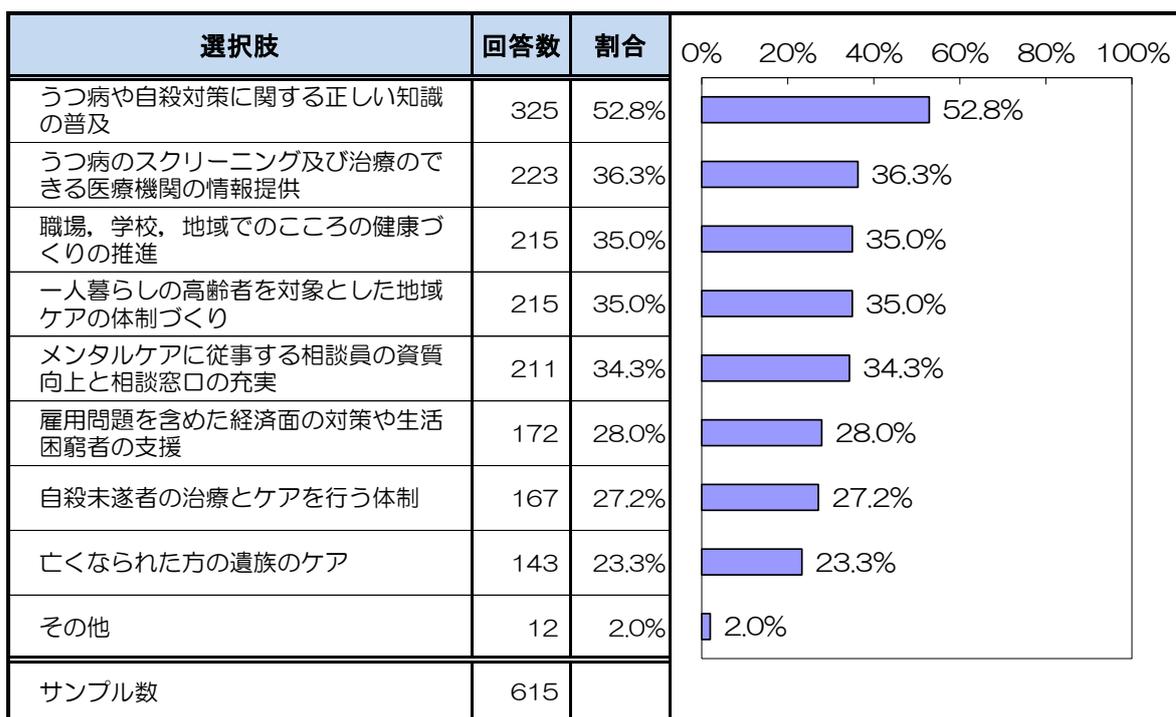
・ 今後、必要な自殺対策について

問 今後、自殺対策としてどのような対策が必要であると思いますか。

(○はいくつでも)

「うつ病や自殺対策に関する正しい知識の普及」が 52.8%と最も高く、次いで、「うつ病のスクリーニング及び治療のできる医療機関の情報提供」の 36.3%、「職場、学校、地域でのこころの健康づくりの推進」「一人暮らしの高齢者を対象とした地域ケアの体制づくり」の 35.0%の順となっています。

今後は、これらの自殺対策を推進していく必要があると考えられます。



⑥ 自死遺族支援について

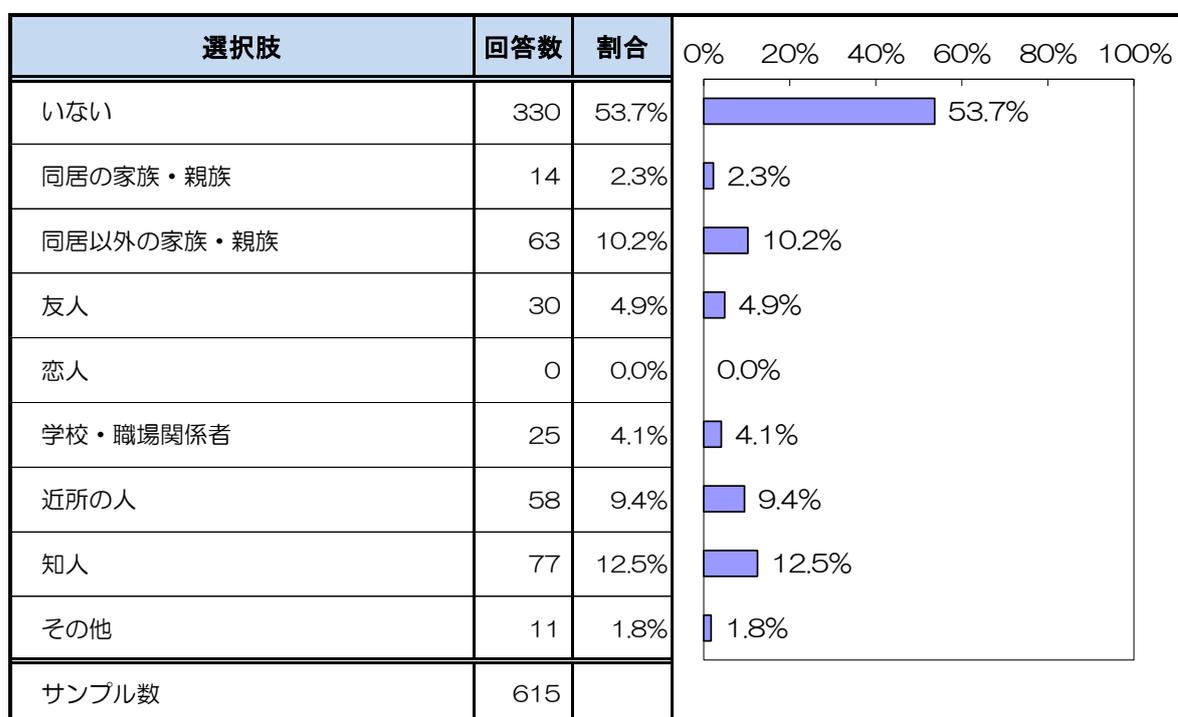
・身近な人で自殺（自死）をした人の有無について

問 あなたの周りで自殺（自死）をした方はいらっしゃいますか。いらっしゃる場合はどなたですか。（○はいくつでも）

「いない」と回答した人の割合は53.7%に留まっています。

自殺（自死）をした方については、「知人」が最も多く、次いで、「同居以外の家族・親族」「近所の人」の順となっています。

多くの市民が自殺を身近に感じた経験を持ち、自殺は指宿市全体の問題であると考えられます。

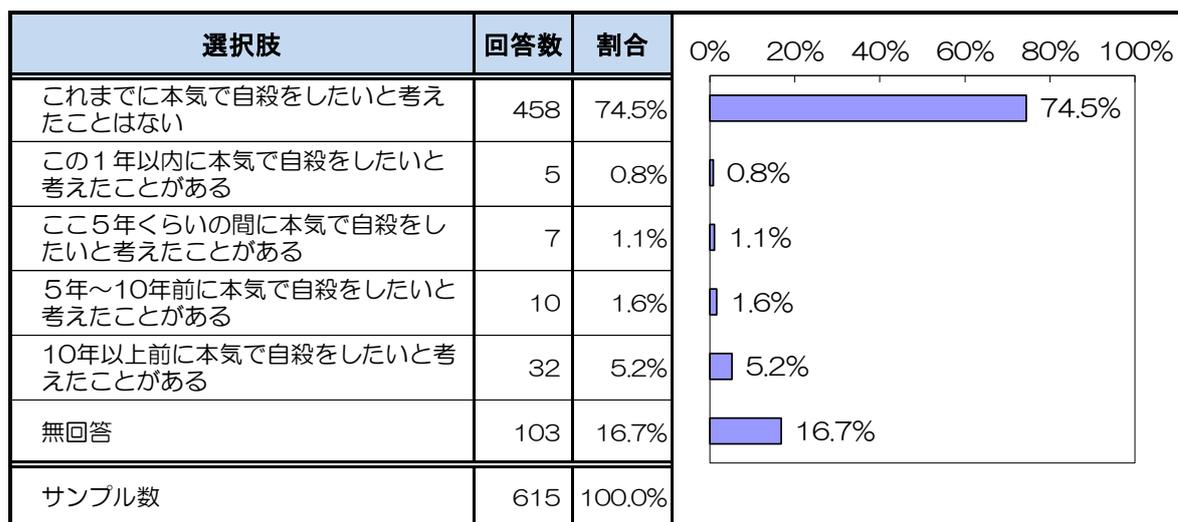


⑦ 自殺を考えた経験について

・自殺を考えた経験について

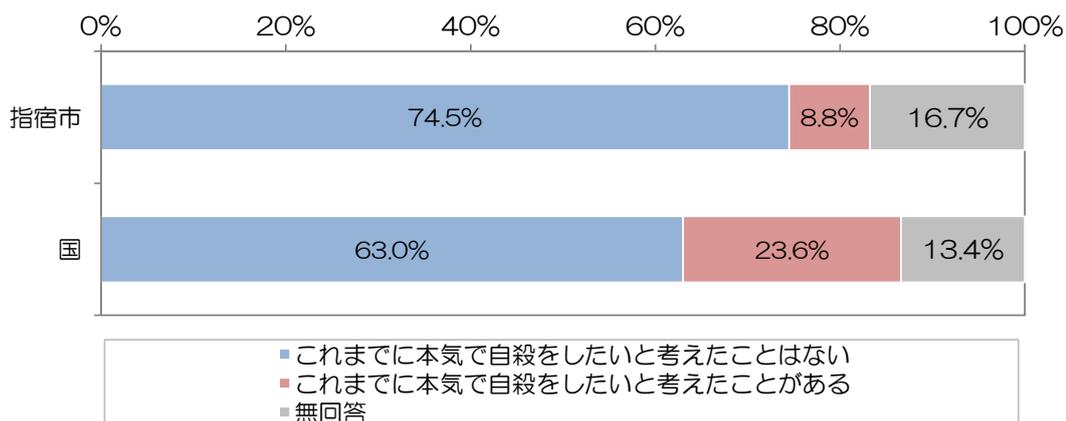
問 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。(○は1つ)

「これまでに本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は 8.8%となっています。



※参考（国との比較）

自殺を考えた経験がある人の割合は、国と比較して低くなっています。

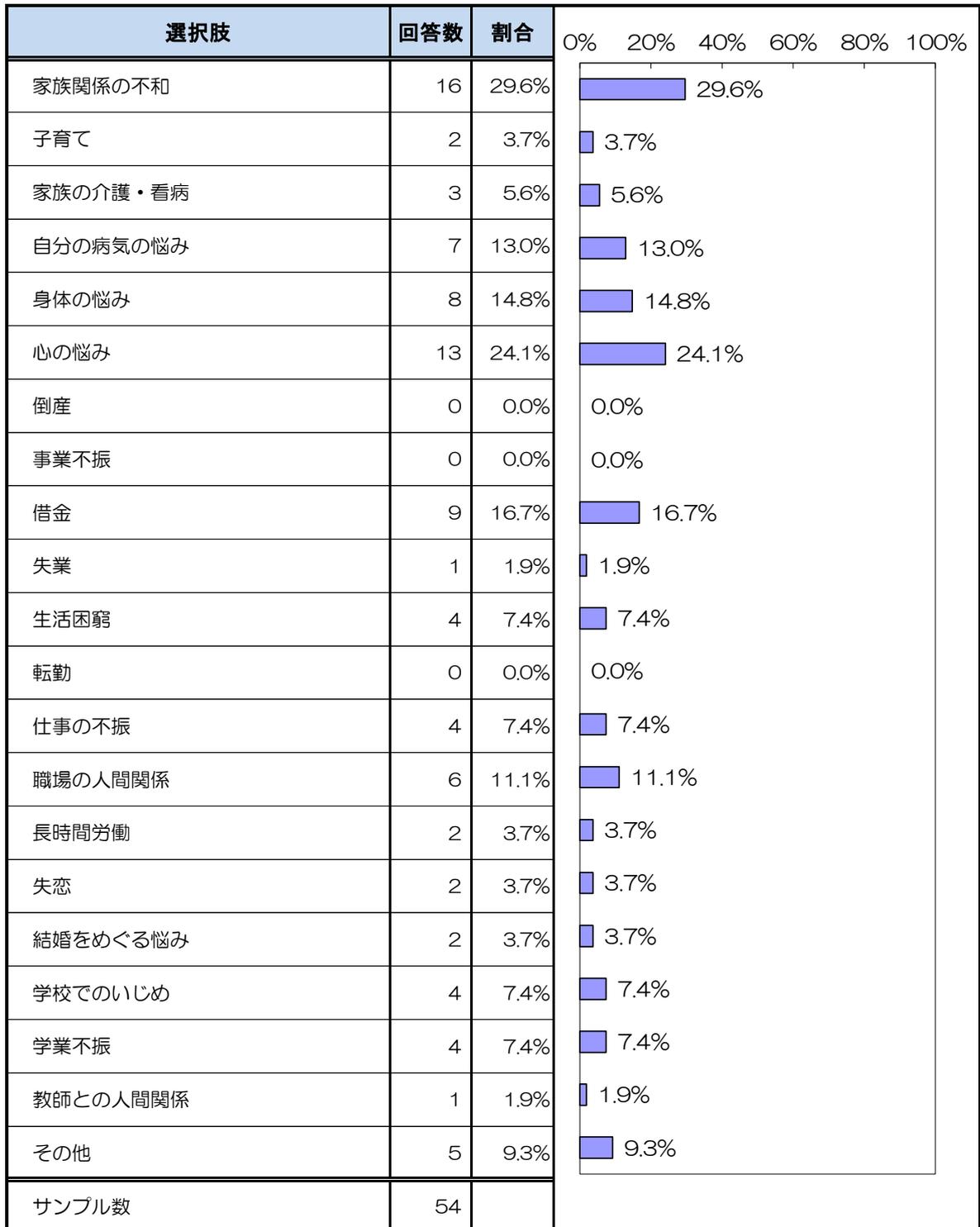


・自殺を考えた理由や原因について

問 あなたが自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。

(〇はいくつでも)

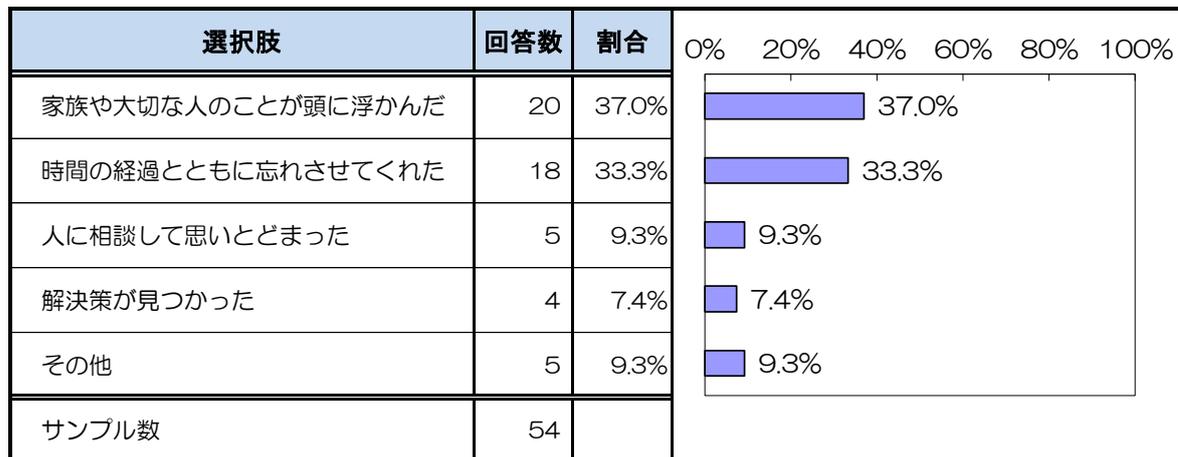
「家族関係の不和」が29.6%と最も高く、次いで、「心の悩み」の24.1%、「借金」の16.7%の順となっています。



・ 自殺を思いとどまった理由について

問 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。(○はいくつでも)

「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が 37.0%と最も高く、次いで、「時間の経過とともに忘れさせてくれた」の 33.3%、「人に相談して思いとどまった」の 9.3%の順となっている。



3 支援が優先されるべき対象群

統計資料等による分析結果により、本市において支援が優先されるべき対象群は、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」と考えられ、これらの対象群に対する支援を重点的に行う必要があると考えられます。

【参考】地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・居住地，平成25～29年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性60歳以上無職同居	5	12.2%	30.4	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	5	12.2%	29.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性40～59歳無職同居	4	9.8%	42.6	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
4位：男性60歳以上有職同居	4	9.8%	27.7	【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳無職同居	3	7.3%	532.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」より。

第3章 自殺対策における取組

1 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の5点を、自殺対策における基本方針とします。

1. 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する
4. 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する
5. それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策や関係者、組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、引きこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各種施策の連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていくことが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生み出さないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人が自殺に追い込まれることのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺のリスクの低下につなげるためには、それぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階の取組」として、学校における児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、連携・協働の仕組みを構築し、この地域社会で暮らす一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

2 施策体系

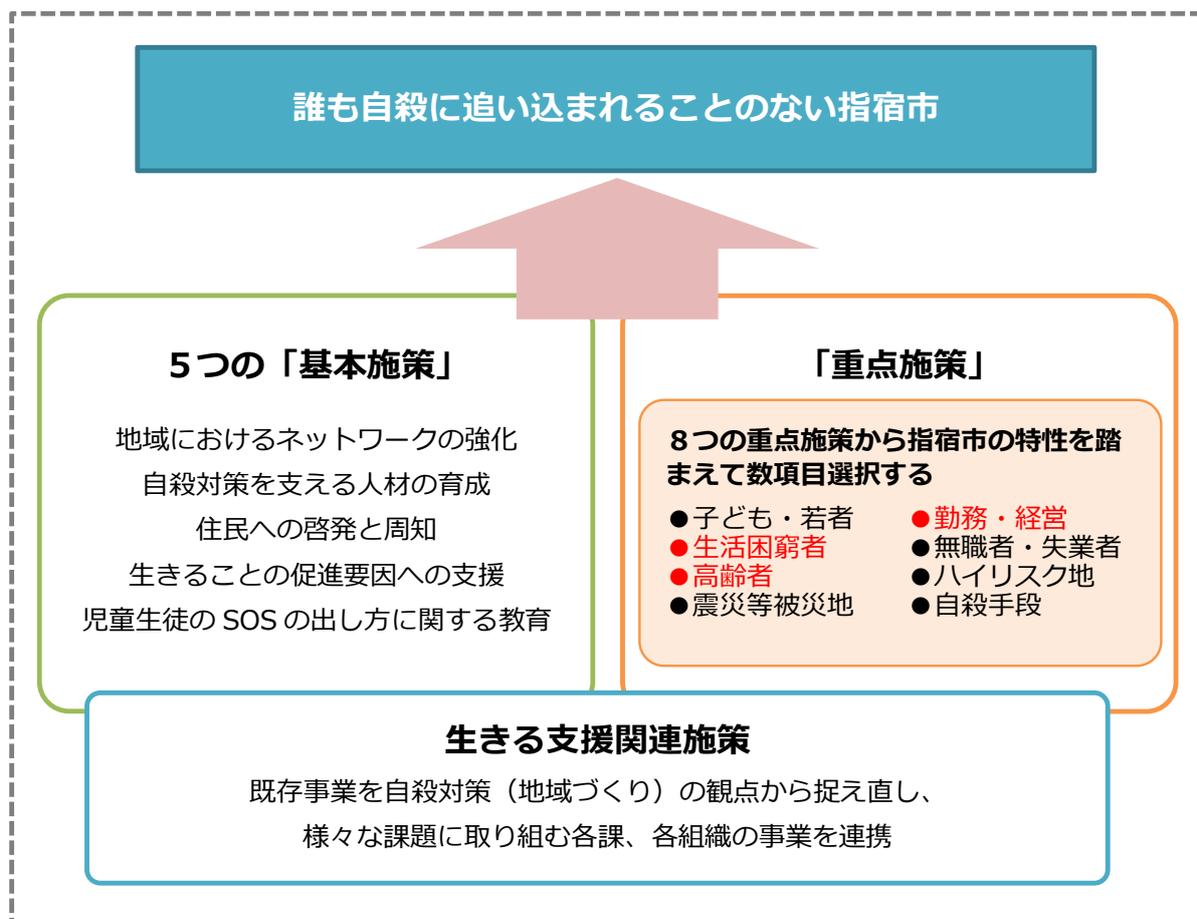
本市の自殺対策は、国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を踏まえて取り組むことが望ましいとされている「重点施策」、それ以外の関連する事業をまとめた「生きる支援関連施策」により構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等の5つの施策で構成され、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の全ての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い施策群となっています。

「重点施策」は、本市において自殺のハイリスク層である、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」の3つの対象に焦点を絞り、それぞれ取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

「生きる支援関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していけるよう、取組の内容ごとに分類した施策群となっています。

施策体系イメージ



3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組であり、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つで構成しています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。

そのため、自殺対策の推進にあたっての基盤となるのが、地域におけるネットワークです。

指宿市自殺対策庁内連絡会議を新たに立ち上げる等、庁内におけるネットワークを整備するとともに、自殺対策に特化したネットワークに限らず、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等を活用し、地域におけるネットワークの強化を図ります。

※ 成果指標

指標	現状	目標
指宿市自殺対策庁内連絡会議の開催回数	開催なし	年1回以上の開催

① 地域におけるネットワークの強化

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	指宿市自殺対策庁内連絡会議	庁内の関係各課で構成される「指宿市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、計画の進捗状況の検証・評価や必要に応じた施策の改善、計画の見直し等を行います。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。

そのためには、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を図ることが求められています。

指宿市全職員を対象としたゲートキーパー研修を実施するとともに、市民に対する既存の研修・会議の場等を活用した自殺対策ミニ講座やゲートキーパー研修等を行います。特に本計画期間においては、住民と接する機会の多い立場にある職種・市民に対する研修に重点的に取り組みます。

※ 成果指標

指標	現状	目標
市職員のゲートキーパー研修受講率	実施なし	100% (平成 35 年)
市民向けゲートキーパー研修の実施回数	実施なし	5 年間で 10 回以上
ゲートキーパー研修における受講者の理解度	実施なし	80%以上
市民向け自殺対策ミニ講座の実施回数	実施なし	5 年間で 10 回以上

① 様々な職種を対象とした研修の実施

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
総務課	職員の研修事業	全職員を対象とするゲートキーパー研修を実施し、その後は、新人職員や未受講者を対象としたゲートキーパー研修を継続的に実施し、全庁的な自殺対策の推進を図ります。

※ 主な研修対象

実施主体	取組	内容
関係各課	窓口等での相談への職員対応	相談対応を行う職員のゲートキーパー研修受講により、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、つなぎ役としての対応が取れるよう図ります。
健康増進課	指宿市内行政保健師の会	研修・会議の場等において、自殺対策に関する内容を入れることにより、自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるよう図ります。
	母子健康手帳交付	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
	産婦健診，新生児訪問指導，3～4か月児・6～8か月児健診	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
地域福祉課	家庭児童相談室	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応の強化を図ります。
総務課	総合案内での対応	総合案内業務担当者のゲートキーパー研修受講により、気づき役としての対応が取れるよう図ります。
建築課	公営住宅事務	相談対応を行う職員のゲートキーパー研修受講により、他機関へのつなぎ役として役割を担えるよう図ります。
学校教育課	不登校児童生徒支援事業（なのはな教室）	適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで不登校児童生徒やその保護者への支援の拡充を図ります。
	スクールソーシャルワーカーを活用した総合的な相談体制整備	スクールソーシャルワーカーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで児童生徒の相談体制の充実を図ります。

実施主体	取組	内容
学校教育課	教育相談員による相談体制の充実	教育相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで児童生徒の相談体制の充実を図ります。
社会教育課	学校応援団運営事業	小学校及び中学校に配置する地域コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。

② 市民を対象とする研修の実施

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	自殺に関する研修	地域団体等における自殺対策ミニ講座やゲートキーパー研修の実施を推進するとともに、必要に応じた研修の実施に対する支援等を行います。

※ 主な研修対象（重点対象者）

実施主体	取組	内容
地域福祉課	民生委員・児童委員	同じ住民としての立場から、気軽に相談できるという強みを活かし、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう、ゲートキーパー研修の場の提供等を行います。
	保護司会	ゲートキーパー研修の実施により、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるよう図ります。
長寿介護課	介護サービス事業者等への周知	介護支援専門員やその他の介護サービス事業所職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクを早期に発見し、関係機関へのつなぎ及び適切な介護・福祉サービスの提供に努め、自殺対策の推進を図ります。

実施主体	取組	内容
社会教育課	少年育成センター運営事業	少年育成センター補導委員の研修においてゲートキーパー研修等を取り入れることで、地域で自殺のリスクを抱える青少年を早期に発見し、対応することができるよう図ります。
	家庭教育学級	家庭教育学級の講座にゲートキーパー研修を取り入れることで、地域、学校、家庭で自殺のリスクを抱える者を早期に発見し、対応することができるよう図ります。

※ 主な研修対象

実施主体	取組	内容
健康増進課	こんにちは赤ちゃん事業	母子保健推進員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する自殺対策ミニ講座を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
	食生活改善推進員養成講座	養成講座の中に、自殺対策ミニ講座を入れ込むことにより、推進員自身の心構え等を学び、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるよう図ります。
	健康推進員活動事業	健康推進員研修会時に自殺対策ミニ講座を実施することにより、地域の高齢者の状態把握等について理解を深め、推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	相談員等の自殺対策ミニ講座受講により、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう図ります。
	訪問理容・美容助成事業	理容所・美容所での理髪・整髪が困難な状況にある、65歳以上の高齢者に対して、理美容の出張サービスを行う業者に、自殺対策ミニ講座を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役やつなぎ役を担えるよう図ります。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	高齢者サロン	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。
	脳のトレーニング楽習教室	教室サポーター等が自殺対策ミニ講座を受講し、参加者の状態把握等について理解を深めてもらうことにより、リスクのある参加者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。
地域福祉課	放課後児童健全育成事業	問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう、職員に対する自殺対策ミニ講座の受講勧奨を行います。
	教育・保育の実施（保育園，認定こども園，幼稚園など）	問題を抱えている保護者がいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう、職員に対する自殺対策ミニ講座の受講勧奨を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行う会員に対する自殺対策ミニ講座を行い、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう図ります。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	学習支援員等が自殺対策ミニ講座を受講することにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう図ります。
健幸・協働のまちづくり課	健幸アンバサダー養成講座	健幸アンバサダー養成講座の中で自殺対策に係る情報提供を行う等の対応をとることができるよう図ります。
	自治公民館連絡協議会	研修会等実施時に自殺対策に関するチラシ配布を行い、他自治会の取組を学びながら地域住民の孤立化を防ぐ取組や地域づくりを推進し、必要な機関へつなぐ等の対応を取る体制づくりを図ります。

実施主体	取組	内容
社会教育課	市子ども会育成連絡協議会運営補助事業	子ども会関係者や保護者等に対する自殺対策ミニ講座等を開催し、子どもに対する見守りの強化，問題の早期発見・早期対応が行えるよう図ります。
	地域女性団体連絡協議会活動支援	研修の場において自殺対策ミニ講座等を取り入れることにより，地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し，対応することができるよう図ります。

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、自殺に対する誤った認識や偏見が存在するという現実があります。

危機に陥った人の心情や背景を理解するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということへの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、住民への啓発と周知を図ることが求められています。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保しても、住民が相談機関等の存在を知らなければ、適切な支援につながることができず、自殺対策が十分に効果を果たすことができません。

様々な機会を通じて、広く市民に向けた啓発、相談機関・相談窓口に関する情報提供等の周知の強化に努めます。

※ 成果指標

指標	現状	目標
自殺対策に関する啓発物を見たことがある市民の割合	60.7% (平成 30 年)	80%以上 (平成 35 年)
相談窓口周知用のリーフレットの改訂	平成 30 年度作成	年 1 回の改訂
広報紙への自殺対策の啓発記事の掲載	年 1 回	年 1 回以上

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課 健幸・協働 のまちづくり課	相談窓口周知用のリーフレット等の作成	相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等を作成し、住民への周知・啓発を図ります。

※ 主な活用の機会

実施主体	取組	内容
関係各課	窓口等における相談 窓口等の周知・啓発	窓口等において、相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等の設置や必要に応じた配布を行い、住民への周知・啓発を図ります。
	死亡後の各種手続き	死亡後の各種手続きに来庁された遺族への情報提供として、窓口相談窓口一覧のリーフレット等を設置します。
健康増進課	働く世代への情報提供	商工会議所等に相談先等の情報を記載したリーフレットを設置します。また、商工会議所等の会報発行時に相談窓口一覧のちらしを同封し、相談窓口の周知徹底に努めます。
	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時、「働きながらお母さんになるあなたへ」のリーフレットを配布し、産前産後、育児休業中等の経済的支援やハラスメント等の相談窓口の周知徹底を行います。
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入浴事業、指宿市温泉入浴事業	入浴券の交付時に、高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレット等の配布を行うことにより、情報提供の機会として活用します。
長寿介護課	高齢者福祉サービス事業	前期・後期高齢者医療受給者証の交付の際に、高齢者向け相談窓口を掲載したリーフレット等を配布することで、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。
学校教育課	要・準要保護児童生徒 就学援助事業、特別支援教育就学援助事業	費用の補助等を行うため保護者と対応する際に、自殺リスクの早期発見と対応を行うため、家庭状況に関する聞き取り等を行うとともに、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供を行います。
	リーフレットの配布	相談窓口一覧等を掲載したリーフレットを学校を通じて児童・生徒に配布し、相談窓口等の周知を図ります。
指宿保健所	エイズ予防対策事業	検査後に相談窓口一覧のリーフレット等を渡すことにより、支援が必要となる可能性のある人に対する情報提供を行います。

② 市民向け講演会・イベント等の開催

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康福祉部	いぶすきふれ愛フェスタ	年1回開催している「いぶすきふれ愛フェスタ」において、住民への情報発信の機会とするため、自殺対策に関するブース等の設置を検討します。
社会教育課	生涯学習推進事業	生涯学習講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ります。

③ 各種メディア媒体を活用した啓発活動

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
市長公室 健康増進課	広報	広報紙を通じて、自殺対策の啓発記事の掲載や各種相談事業・窓口の周知を行います。
健幸・協働 のまちづくり課	人権意識の啓発, 人権問題の解決に向けた取組	人権意識の啓発にあわせた、自殺対策の啓発を図ります。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策の推進にあたっては、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させることが重要です。

「生きることの促進要因」の増加につなげるため、居場所づくり、自殺未遂者等への支援、遺された人（自死遺族）に対する支援の推進に努めます。

※ 成果指標

指標	現状	目標
保健センターにおける育児情報の掲示	年2回程度の の掲示内容の更新	年6回以上 の掲示内容の更新
ころばん体操の実施団体数	155 団体 (平成 30 年)	160 団体以上 (平成 35 年)

① 居場所づくり

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	水中運動教室, 血管イ キイキ教室, ランチョ ンセミナー	国民健康保険被保険者を対象に、肥満や高血圧 解消のための運動・栄養等の教室を行うこと で、メタボをストップし、毎日笑顔で健康な生 活が送れるよう努めます。
	センター開放	毎週1回、遊びの場所の開放及び育児に関する 情報の提供をすることで、母親同士で知り合 い、情報交換の機会となり、子育ての相談な どを行うことで母親の精神的な負担軽減につ なげます。
	離乳食教室	離乳食教室を開催し、母親同士が交流する機会 とするとともに、子育ての相談などを行うこ とで母親の精神的な負担軽減につなげます。
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入 浴事業, 指宿市温泉入 浴事業	高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を 図るとともに、敬老の意を表すことを目的に温 泉施設等の使用料を助成します。
長寿介護課	高齢者クラブ育成事 業	高齢者が地域社会に参加して行う、健康増進・ 介護予防活動を支援し、生きがいづくりや仲間 づくりの機会の創出に努めます。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスを提供する「ふれあいデイサービス」を開催します。
	高齢者サロン	閉じこもり予防を目的に地域で気軽に集える高齢者の交流の場として、住民主体の高齢者サロンを支援します。
	脳のトレーニング楽習教室	週1回程度、認知症予防の学習と体力づくりのころばん体操を実施する集いの場を開催することで、閉じこもり予防と認知症予防に努められるよう支援します。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症について語り合ったり、専門職に相談したりできる交流の場づくりを支援します。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	地域の公民館等で週1回程度実施し、インストラクターによる体操指導後は参加者が自主的に継続していく住民主体の体操教室を支援します。
地域福祉課	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置します。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を行うとともに、基本的な生活習慣を取得する場の提供を行います。
健幸・協働のまちづくり課	共創の場づくり事業（シビックカフェ）	誰もが参加でき、それぞれが持つアイデアや能力を生かすことができる場づくりとなるよう人材育成・発掘を行います。
	ゆるやかにつながる小さなまち・むらづくり事業（山川子どもクラブ）	それぞれの地域が保有する多様な地域資源（人材を含む）を生かしながら、地域が抱える様々な課題を自ら解決することができるような地域力を創出していく新たな地域コミュニティの組織化を図ります。
社会教育課	図書館管理運営事業	あらゆる世代の市民が安心して過ごせる場としての提供を図ります。
	寿大学	シニア世代の市民が、自発的に学べる場と機会の提供、学習を通じたつながりづくりを図ります。

実施主体	取組	内容
社会教育課	市民講座 公民館講座 自主講座	あらゆる世代の市民が、自発的に学べる場と機会の提供、学習を通じたつながりづくりを図ります。
	子育て広場	週1回なのはな館で開催し、子育て中の市民が安心して過ごせ、また、子育てに関する互いの情報交換の場としての提供を図ります。

② 自殺未遂者への支援

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
指宿保健所	自殺未遂者支援連携体制強化モデル事業	自殺未遂者が搬送された医療機関において、本人または家族から同意が得られた場合、保健所に情報提供がされ、地域関係者と連携を図り支援します。

③ 支援者への支援

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	発達障害の相談事業	発達障害の疑いのある方とご家族・支援者からの相談に対応します。
長寿介護課	家族介護教室	介護者同士の交流や介護に関する技術・知識の習得を目的とし、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症について語り合ったり、専門職に相談したりできる交流の場づくりを支援します。
総務課	職員の健康管理事務	住民からの相談に応じる支援者への支援として、職員に対する心身面の健康の維持増進を図ります。

④ 遺された人への支援

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
関係各課	死亡後の各種手続き	死亡後の各種手続きに来庁された遺族への情報提供として、窓口相談窓口一覧のリーフレット等を設置します。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の自殺の背景・原因となり得る様々な問題は、誰もが直面する可能性のある問題です。自殺の発生を防ぐためには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、より早期に身につけておくことが重要です。

児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）や命の大切さを実感できる教育、心の健康の保持に係る教育等の自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
学校教育課	人権教育の充実	教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組み、人権についての理解を深めるよう推進します。
	道徳教育の充実	全教育活動の中で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値の自覚化を図り、道徳性を高める道徳教育の充実が図られるよう支援します。
	指宿こども心の相談電話	指宿市立学校の児童生徒に対して、案内文書等の配布による相談窓口の周知を行い、問題の早期解決や未然防止を図ります。
	リーフレットの配布	相談窓口一覧等を掲載したリーフレットを学校を通じて児童・生徒に配布し、相談窓口等の周知を図ります。

4 重点施策

重点施策とは、地域の自殺の実態を踏まえて、重点的に取り組むべきとされている取組であり、本市においては、「勤務問題に関わる自殺対策の推進」「高齢者の自殺対策の推進」「生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上」の3つで構成しています。

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

本市の過去9年間（平成21年～平成29年）の自殺者84人を職業状況別に見ると、有職者は31人で、自殺者全体の36.9%を占めています。また、その内訳は「自営業・家族従業者」が14人、「被雇用者・勤め人」が17人となっています。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題や経営問題があるとは言い切れません。しかし、職場での人間関係、長時間労働、転勤や異動等による環境の変化、経営状態の悪化等の勤務上・経営上の問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

一方、平成26年度の経済センサス・基礎調査によると、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員数50人以下の小規模事業所が市内事業所全体の97%、従業者ベースでは71%を占めている状況にあります。そのような小規模事業所ではメンタルヘルス対策が遅れているとの指摘もなされています。

勤務上・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、相談体制の強化や相談機関の周知を図るとともに、自殺リスクを生み出さないような労働環境整備の推進等に努めます。

① 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談支援体制の強化

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
商工水産課	もうかる指宿クラスター事業	経営上の様々な課題を解決できるよう、専門家を派遣し、経営上の課題を相談する機会を提供します。
健幸・協働のまちづくり課	特設人権相談	人権に関する幅広い相談に対応します。

② 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	働く世代への情報提供	商工会議所等に相談先等の情報を記載したリーフレットを設置します。また、商工会議所等の会報発行時に相談窓口一覧のちらしを同封し、相談窓口の周知徹底に努めます。商工会議所等が開催する総会やセミナー等の機会をとらえ、自殺対策ミニ講座を開催したり、事業主を通じて働く人等へ自殺予防リーフレットの配布や厚労省「ストレスセルフチェック」を紹介することで、問題の早期発見・対応が行えるよう推進します。

(2) 高齢者の自殺対策の推進

本市の過去9年間（平成21年～平成29年）の自殺者84人を年齢別に見ると、60歳以上が41人で、自殺者全体の48.8%を占めています。

高齢者は、身体疾患の発症や悪化等に伴って介護や生活困窮等の問題を抱えたり、家族との死別や離別をきっかけに孤立・孤独に陥ったりする等、高齢者特有の問題により、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。また、これらの問題は高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組だけでなく、高齢者を支える家族や介護者、地域住民等の支援者に対する支援を含めた取組が必要です。

既存の行政サービス、民間事業者サービス、民間団体による支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての高齢者の自殺対策の推進を図ります。

① 高齢者向け支援に関する周知・啓発の実施

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入浴事業、指宿市温泉入浴事業	入浴券の交付時に、高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレット等の配布を行うことにより、情報提供の機会として活用します。
長寿介護課	高齢者福祉サービス事業	前期・後期高齢者医療受給者証の交付の際に、高齢者向け相談窓口を掲載したリーフレット等を配布することで、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。
	敬老祝金支給事業	敬老祝金の支給の際に、民生委員や市職員等が対象者及び親族と面会し、必要に応じて高齢者向け相談機関の窓口一覧のリーフレット等を配布することで、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。

② 高齢者の居場所づくり・社会参加の推進

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入浴事業, 指宿市温泉入浴事業	高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図るとともに, 敬老の意を表すことを目的に温泉施設等の使用料を助成します。
長寿介護課	高齢者クラブ育成事業	高齢者が地域社会に参加して行う, 健康増進・介護予防活動を支援し, 生きがいづくりや仲間づくりの機会の創出に努めます。
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象に, 日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスを提供する「ふれあいデイサービス」を開催します。
	高齢者サロン	閉じこもり予防を目的に地域で気軽に集える高齢者の交流の場として, 住民主体の高齢者サロンを支援します。
	脳のトレーニング楽習教室	週 1 回程度, 認知症予防の学習と体力づくりのころばん体操を実施する集いの場を開催することで, 閉じこもり予防と認知症予防に努められるよう支援します。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族, 地域住民, 専門職等が集い, 認知症について語り合ったり, 専門職に相談したりできる交流の場づくりを支援します。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	地域の公民館等で週 1 回程度実施し, インストラクターによる体操指導後は参加者が自主的に継続していく住民主体の体操教室を支援します。
社会教育課	寿大学	シニア世代の市民が, 自発的に学べる場と機会の提供, 学習を通じたつながりづくりを図ります。

③ 支援者の「気づき」の力の強化

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	健康推進員活動事業	健康推進員研修会時に自殺対策ミニ講座を実施することにより、地域の高齢者の状態把握等について理解を深め、推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	相談員等の自殺対策ミニ講座受講により、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう図ります。
	訪問理容・美容助成事業	理容所・美容所での理髪・整髪が困難な状況にある、65歳以上の高齢者に対して、理美容の出張サービスを行う業者に、自殺対策ミニ講座を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役やつなぎ役を担えるよう図ります。
	認知症サポーター養成講座	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、地域での気づき役として活用します。
	キャラバン・メイト連絡会	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成やサポーター講座開催への支援を行い、地域での気づき役の養成を図ります。
	見守りネットワーク事業	高齢者の虐待及び認知症高齢者の徘徊、消費者被害等の早期発見及び未然防止のための体制づくりに努めます。同事業の運営協議会では、高齢者及び介護者が抱えこみがちな課題等に関する整理及び対応策を検討し、施策に反映させると共に関係団体との協力体制の構築を図ります。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護を両方必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係の連携を推進しています。関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等を図ります。
	高齢者サロン	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。
	脳のトレーニング楽習教室	教室サポーター等が自殺対策ミニ講座を受講し、参加者の状態把握等について理解を深めてもらうことにより、リスクのある参加者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。

④ 介護者（支援者）への支援の推進

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
長寿介護課	居宅介護サービス給付費ほか	介護が必要になった場合，居宅サービス，施設サービス，地域密着型サービス等の給付を行います。また，窓口や電話での介護保険に関する相談に対応します。
	総合相談支援事業	高齢者に関する総合的に相談を受け付けるとともに，地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。
	家族介護教室	介護者同士の交流や介護に関する技術・知識の習得を目的とし，介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
	養護老人ホーム措置	環境上の理由及び経済的理由により，在宅生活が困難な方に対する養護老人ホームへ措置入所を行います。入所手続きにおいて本人や家族等と接触した際に，家庭での様々な問題について察知し，支援が必要と感じた場合には，支援先へのつなぎを行います。
	認知症サポーター養成講座	認知症になっても地域で安心して暮らせるよう，認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。
	キャラバン・メイト連絡会	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成やサポーター講座開催への支援を行い，認知症サポーターの養成を図ります。
	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症疾患医療センターを含む医療機関及び介護サービス事業所等との連携を図るための支援や認知症の人の家族を支援する相談業務等を行います。
	第1号訪問通所事業	事業対象者や要支援認定を受けた被保険者が，介護予防サービス事業所から第1号訪問型・通所型サービスを受けた時は，それに要した費用について，本人負担を除く費用を介護保険より給付します。

(3) 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

本市の過去9年間（平成21年～平成29年）の自殺者84人を職業状況別に見ると、無職者は53人で、自殺者全体の63.1%を占めています。

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様かつ広範囲の問題が複合的に存在していることが多いとされています。

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクを抱えている人が少なくないとされていることから、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策を連携させる等、経済面や生活面における支援に心の健康の視点等を加えた包括的な支援の推進を図ります。

① 生活困窮者への「生きることの包括的な支援」の強化

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
地域福祉課	扶助費の支給	条件を満たす世帯に対し、生活扶助費等の8つの扶助を行います。
	生活困窮者自立支援事業費	生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、就労支援や原則3ヶ月間の家賃補助を行います。
	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給を行います。
	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行います。
	母子家庭等自立支援給付金事業	経済的自立を支援するため、ひとり親家庭に対する職業能力開発のための訓練給付金等を支給します。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【県事業】	ひとり親世帯等に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。
	児童福祉法による児童入所施設措置費	母子家庭等に対して、母子生活支援施設への入所のあっせん等を行い、生活の自立促進を図ります。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を行うとともに、基本的な生活習慣を取得する場の提供を行います。
商工水産課	高校生向け地元企業ガイダンス	高校2年生を対象とした「指宿企業ガイダンス」を実施し、若年者の経済的自立を支援します。
建築課	公営住宅事務	住民の居住の場として、公営住宅の提供を行います。

実施主体	取組	内容
学校教育課	要・準要保護児童生徒 就学援助事業，特別支 援教育就学援助事業	経済的理由により，就学困難な児童・生徒に対 し，給食費・学用品等の補助を行います。また， 特別支援学級在籍者に対し，就学奨励費の補助 を行います。

② 支援への「つなぎ」の推進

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
地域福祉課	扶助費の支給	当人や家族の問題状況を定期訪問調査時に把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。
	児童扶養手当支給事務	扶養手当の支給機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	ひとり親家庭等医療費助成事務	医療費の助成機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	母子家庭等自立支援給付金事業	給付金申請の機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【県事業】	貸付申請の機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	児童福祉法による児童入所施設措置費	入所のあっせんの機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	学習支援員等が自殺対策ミニ講座を受講することにより、学習支援等の場を子どもや保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行えるよう図ります。
税務課 水道課	市税等の賦課、収納、減免	納税・納付勧奨や窓口での納税等に関する相談を、生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて様々な支援機関につなげる等の対応を行います。
建築課	公営住宅事務	相談対応を行う職員のゲートキーパー研修受講により、他機関へのつなぎ役として役割を担えるよう図ります。
学校教育課	要・準要保護児童生徒就学援助事業、特別支援教育就学援助事業	費用の補助等を行うため保護者と対応する際に、自殺リスクの早期発見と対応を行うため、家庭状況に関する聞き取り等を行うとともに、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供を行います。

5 生きる支援の関連施策

(1) 既存の会議・研修等を活用して、生きることの包括的な支援を強化する

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	指宿市内行政保健師の会	研修・会議の場等において、自殺対策に関する内容を入れることにより、自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるよう図ります。
	食生活改善推進員養成講座	養成講座の中に、自殺対策ミニ講座を入れ込むことにより、推進員自身の心構え等を学び、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課	地域ケア会議推進事業	多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握を行っています。今後は、会議等において、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を共有することで、関係者間での連携関係の強化等につなげます。
	見守りネットワーク事業運営協議会	会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上でのネットワーク基盤の強化を図ります。
	見守りネットワーク事業	高齢者の虐待及び認知症高齢者の徘徊、消費者被害等の早期発見及び未然防止のための体制づくりに努めます。同事業の運営協議会では、高齢者及び介護者が抱えこみがちな課題等に関する整理及び対応策を検討し、施策に反映させると共に関係団体との協力体制の構築を図ります。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護を両方必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係の連携を推進しています。関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等を図ります。
社会教育課	青少年問題協議会運営事業	青少年を取り巻く諸問題について関係機関が一体となって、その解決に向けて協議する中で、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報の収集や共有の場としての運営を図ります。
	地域女性団体連絡協議会活動支援	研修の場において自殺対策ミニ講座等を取り入れることにより、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応することができるよう図ります。

(2) 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修等）を様々な分野で推奨する

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	自殺に関する研修	地域団体等における自殺対策ミニ講座やゲートキーパー研修の実施を推進するとともに、必要に応じた研修の実施に対する支援等を行います。
総務課	職員の研修事業	全職員を対象とするゲートキーパー研修を実施し、その後は、新人職員や未受講者を対象としたゲートキーパー研修を継続的に実施し、全庁的な自殺対策の推進を図ります。

※ 主な研修対象

実施主体	取組	内容
関係各課	窓口等での相談への職員対応	相談対応を行う職員のゲートキーパー研修受講により、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、つなぎ役としての対応が取れるよう図ります。
健康増進課	母子健康手帳交付	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
	こんにちは赤ちゃん事業	母子保健推進員を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する自殺対策ミニ講座を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
	産婦健診，新生児訪問指導，3～4か月児・6～8か月児健診	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等の対応ができるよう図ります。
	健康推進員活動事業	健康推進員研修会時に自殺対策ミニ講座を実施することにより、地域の高齢者の状態把握等について理解を深め、推進員がリスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
長寿介護課	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	相談員等の自殺対策ミニ講座受講により、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう図ります。
	訪問理容・美容助成事業	理容所・美容所での理髪・整髪が困難な状況にある、65歳以上の高齢者に対して、理美容の出張サービスを行う業者に、自殺対策ミニ講座を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役やつなぎ役を担えるよう図ります。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	認知症サポーター養成講座	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、地域での気づき役として活用します。
	キャラバン・メイト連絡会	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの養成やサポーター講座開催への支援を行い、地域での気づき役の養成を図ります。
	高齢者サロン	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。
	脳のトレーニング楽習教室	教室サポーター等が自殺対策ミニ講座を受講し、参加者の状態把握等について理解を深めてもらうことにより、リスクのある参加者を行政につなぐ等の対応が取れるよう図ります。
	介護サービス事業者等への周知	介護支援専門員やその他の介護サービス事業所職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクを早期に発見し、関係機関へのつなぎ及び適切な介護・福祉サービスの提供に努め、自殺対策の推進を図ります。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	リスクのある参加者がいた場合に、行政につなぐ等の対応を取ることができるよう、自殺対策ミニ講座の受講推奨を行います。
地域福祉課	民生委員・児童委員	同じ住民としての立場から、気軽に相談できるという強みを活かし、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう、ゲートキーパー研修の場の提供等を行います。
	保護司会	ゲートキーパー研修の実施により、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるよう図ります。
	放課後児童健全育成事業	問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう、職員に対する自殺対策ミニ講座の受講勧奨を行います。

実施主体	取組	内容
地域福祉課	教育・保育の実施（保育園，認定こども園，幼稚園など）	問題を抱えている保護者がいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう，職員に対する自殺対策ミニ講座の受講勸奨を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行う会員に対する自殺対策ミニ講座を行い，問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には必要な機関へつなぐ等の対応を取ることができるよう図ります。
	家庭児童相談室	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで，自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応の強化を図ります。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	学習支援員等が自殺対策ミニ講座を受講することにより，気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう図ります。
総務課	総合案内での対応	総合案内業務担当者のゲートキーパー研修受講により，気づき役としての対応が取れるよう図ります。
健幸・協働のまちづくり課	健幸アンバサダー養成講座	健幸アンバサダー養成講座の中で自殺対策に係る情報提供を行う等の対応をとることができるよう図ります。
	自治公民館連絡協議会	研修会等実施時に自殺対策に関するチラシ配布を行い，他自治会の取組を学びながら地域住民の孤立化を防ぐ取組や地域づくりを推進し，必要な機関へつなぐ等の対応を取る体制づくりを図ります。
建築課	公営住宅事務	相談対応を行う職員のゲートキーパー研修受講により，他機関へのつなぎ役として役割を担えるよう図ります。
学校教育課	不登校児童生徒支援事業（なのはな教室）	適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで不登校児童生徒やその保護者への支援の拡充を図ります。
	スクールソーシャルワーカーを活用した総合的な相談体制整備	スクールソーシャルワーカーにゲートキーパー研修を受講してもらうことで児童生徒の相談体制の充実を図ります。

実施主体	取組	内容
学校教育課	教育相談員による相談体制の充実	教育相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで児童生徒の相談体制の充実を図ります。
社会教育課	市子ども会育成連絡協議会運営補助事業	子ども会関係者や保護者等に対する自殺対策ミニ講座等を開催し、子どもに対する見守りの強化、問題の早期発見・早期対応が行えるよう図ります。
	学校応援団運営事業	小学校及び中学校に配置する地域コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。
	少年育成センター運営事業	少年育成センター補導委員の研修においてゲートキーパー研修等を取り入れることで、地域で自殺のリスクを抱える青少年を早期に発見し、対応することができるよう図ります。
	家庭教育学級	家庭教育学級の講座にゲートキーパー研修を取り入れることで、地域、学校、家庭で自殺のリスクを抱える者を早期に発見し、対応することができるよう図ります。

(3) 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組を推進する

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
関係各課	窓口等における相談窓口等の周知・啓発	窓口等において、相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等の設置や必要に応じた配布を行い、住民への周知・啓発を図ります。
	死亡後の各種手続き	死亡後の各種手続きに来庁された遺族への情報提供として、窓口相談窓口一覧のリーフレット等を設置します。
健康増進課	相談事業	育児や健康に関する相談者に対し、個別相談や電話・家庭訪問等により、寄り添い、関係機関と連携し、適切な専門機関を紹介するなどし、問題解決が図れるよう支援します。

実施主体	取組	内容
健康増進課	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時、「働きながらお母さんになるあなたへ」のリーフレットを配布し、産前産後、育児休業中等の経済的支援やハラスメント等の相談窓口の周知徹底を行います。
	こんにちは赤ちゃん事業	3～4か月・産婦健診の案内を母子保健推進員から対象世帯に直接配布する事で、地域に子育て相談ができる人がいるということを周知します。
	重複・頻回訪問指導事業	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われることから、訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、必要に応じて他機関につなぐ等の対応を行います。
	食生活改善推進員連絡協議会への補助金・負担金	生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援へとつなげることができるよう、食生活改善推進員の活動を支援します。
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入浴事業、指宿市温泉入浴事業	入浴券の交付時に、高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレット等の配布を行うことにより、情報提供の機会として活用します。
健康増進課 健幸・協働のまちづくり課	相談窓口周知用のリーフレット等の作成	相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等を作成し、住民への周知・啓発を図ります。
長寿介護課	ひとり暮らし等施策	住民基本台帳に基づき、民生委員に高齢者世帯の情報を提供し、戸別訪問等によるひとり暮らし等高齢者の把握や支援に努めます。
	高齢者福祉サービス事業	前期・後期高齢者医療受給者証の交付の際に、高齢者向け相談窓口を掲載したリーフレット等を配布することで、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	敬老祝金支給事業	敬老祝金の支給の際に、民生委員や市職員等が対象者及び親族と面会し、必要に応じて高齢者向け相談機関の窓口一覧のリーフレット等を配布することで、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。
地域福祉課	民生委員・児童委員	同じ住民としての立場から、気軽に相談できるという強みを活かし、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる等の対応を行います。
市長公室 健康増進課	広報	広報紙を通じて、各種相談事業・窓口の周知を行います。
健幸・協働 のまちづくり課	特設人権相談	人権に関する幅広い相談に対応します。
商工水産課	商工業制度資金利子 補給助成金	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営に問題を抱えている経営者を適切な支援先へとつなげるよう努めます。
学校教育課	要・準要保護児童生徒 就学援助事業、特別支 援教育就学援助事業	費用の補助等を行うため保護者と対応する際に、自殺リスクの早期発見と対応を行うため、家庭状況に関する聞き取り等を行うとともに、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供を行います。
	教育相談の実施と定 期的なアンケート調 査の推進	児童生徒の変化に気づき、心配事や悩み事を早期に発見し、寄り添い、関係機関と連携し問題の解決に努められるよう支援します。
	指宿こども心の相談 電話	指宿市立学校の児童生徒に対して、案内文書等の配布による相談窓口の周知を行い、問題の早期解決や未然防止を図ります。
	リーフレットの配布	相談窓口一覧等を掲載したリーフレットを学校を通じて児童・生徒に配布し、相談窓口等の周知を図ります。
指宿保健所	エイズ予防対策事業	検査後に相談窓口一覧のリーフレット等を渡すことにより、支援が必要となる可能性のある人に対する情報提供を行います。

(4) 様々な機会を活用して、自殺対策の周知・啓発に努める

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康福祉部	いぶすきふれ愛フェスタ	年1回開催している「いぶすきふれ愛フェスタ」において、住民への情報発信の機会とするため、自殺対策に関するブース等の設置を検討します。
健康増進課	働く世代への情報提供	商工会議所等に相談先等の情報を記載したりリーフレットを設置します。また、商工会議所等の会報発行時に相談窓口一覧のちらしを同封し、相談窓口の周知徹底に努めます。商工会議所等が開催する総会やセミナー等の機会をとらえ、自殺対策ミニ講座を開催したり、事業主を通じて働く人等へ自殺予防リーフレットの配布や厚労省「ストレスセルフチェック」を紹介することで、問題の早期発見・対応が行えるよう推進します。
市長公室 健康増進課	広報	広報紙を通じて、自殺対策の啓発記事の掲載を行います。
健幸・協働のまちづくり課	人権意識の啓発、人権問題の解決に向けた取組	人権意識の啓発にあわせた、自殺対策の啓発を図ります。
社会教育課	生涯学習推進事業	生涯学習講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ります。
	図書館管理運営事業	図書館を自殺対策の啓発活動の拠点として、ポスターの展示やリーフレットの配布等、住民に対する情報提供の場としての活用を図ります。
	青少年育成推進事業	次代の地域を担う子どもを住民全体で育成するための市民会議等の場において、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会としての活用を図ります。
	少年育成センター事業	広報・啓発活動や研修の場等にあわせて、青少年の自殺の現状と対策に関する広報・啓発や研修を実施します。

実施主体	取組	内容
学校教育課	人権教育の充実	教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組み、人権についての理解を深めるよう推進します。
	道徳教育の充実	全教育活動の中で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値の自覚化を図り、道徳性を高める道徳教育の充実が図られるよう支援します。

(5) 生きることの包括的な支援を実施・継続する

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
関係各課	窓口等での相談への職員対応	各課窓口で職員が相談に応じ、必要に応じた支援等を行います。
健康増進課	葬祭費	国民健康保険の被保険者の死亡に際し、その方の葬祭を行う方に対し、葬祭費として2万円を支給します。
	発達障害の相談事業	発達障害の疑いのある方とそのご家族・支援者からの相談に対応します。
	水中運動教室, 血管イキイキ教室, ランチョンセミナー	国民健康保険被保険者を対象に、地域資源を活用した運動・栄養等の教室を行っています。今後は、健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活用し、生活状況の把握を行い、必要に応じて専門機関による支援へのつなぎ等を行います。
	産後ケア事業	産後は育児の不安等から、うつリスクを抱える危険があることから、必要な助言・指導等の場を提供することでそうしたリスクの軽減を図るとともに、退所後も他の専門機関と連携して支援を継続し、自殺リスクの軽減にもつなげます。
	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付について、ハイリスク者（若年者やシングルマザー等）に対しては、保健師が個別に対応します。
	産婦健診, 新生児訪問指導, 3～4か月児・6～8か月児健診	乳児期の母親の産後うつを防ぐため、新生児訪問や乳児健診を通じて、母親の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげます。
	1歳6か月児・3歳児健診, 2歳児歯科健診	子どもに対する健診の機会を家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会として活用し、必要があれば関係機関につなげる等の対応を行います。
	離乳食教室	離乳食教室を開催し、母親同士が交流する機会とするとともに、子育ての相談などを行うことで母親の精神的な負担軽減につなげます。
	育児相談	電話相談や、必要時の個別の面接相談を行います。

実施主体	取組	内容
健康増進課	発達相談会	子どもの発達に関して専門家が相談に応じるとともに、必要時には関係機関へのつなぎを行います。
	センター開放	毎週1回、遊びの場所の開放及び育児に関する情報の提供をすることで、母親同士で知り合い、情報交換の機会となり、子育ての相談などを行うことで母親の精神的な負担軽減につなげます。
	精神保健（訪問・ケース会議開催等、個別支援）	精神障害者やそのご家族への個別支援の充実を図ります。
	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。
健康増進課 長寿介護課	指宿市砂むし温泉入浴事業、指宿市温泉入浴事業	高齢者等の健康の保持増進及び保健の向上を図るとともに、敬老の意を表すことを目的に温泉施設等の使用料を助成します。
長寿介護課	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談等のサービスを提供します。
	地域見守りネットワーク支援事業	アドバイザーとして登録された方が、65歳以上の寝たきり、ひとり暮らしの高齢者世帯等要援護者に対し、安否確認や声かけ、見守り活動等を行います。定期的な訪問活動を通して地域の融和を図り、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消に努めます。
	高齢者クラブ育成事業	高齢者が地域社会に参加して行う、健康増進・介護予防活動を支援し、生きがいづくりや仲間づくりの機会の創出に努めます。
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスを提供する「ふれあいデイサービス」を開催します。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	訪問理容・美容助成事業	在宅で寝たきり等のため、理容所・美容所での理髪・整髪が困難な状況にある65歳以上の高齢者が、理容業者・美容業者の出張業務を受けた場合、理容料・美容料の助成を行います。
	居宅介護サービス給付費ほか	介護が必要になった場合、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の給付を行います。また、窓口や電話での介護保険に関する相談に対応します。
	総合相談支援事業	高齢者に関する総合的に相談を受け付けるとともに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。
	家族介護教室	介護者同士の交流や介護に関する技術・知識の習得を目的とし、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
	養護老人ホーム措置	環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活が困難な方に対する養護老人ホームへ措置入所を行います。入所手続きにおいて本人や家族等と接触した際に、家庭での様々な問題について察知し、支援が必要と感じた場合には、支援先へのつなぎを行います。
	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症疾患医療センターを含む医療機関及び介護サービス事業所等との連携を図るための支援や認知症の人の家族を支援する相談業務等を行います。
	第1号訪問通所事業	事業対象者や要支援認定を受けた被保険者が、介護予防サービス事業所から第1号訪問型・通所型サービスを受けた時は、それに要した費用について、本人負担を除く費用を介護保険より給付します。
	高齢者サロン	閉じこもり予防を目的に地域で気軽に集える高齢者の交流の場として、住民主体の高齢者サロンを支援します。
	脳のトレーニング楽習教室	週1回程度、認知症予防の学習と体力づくりのころばん体操を実施する集いの場を開催することで、閉じこもり予防と認知症予防に努められるよう支援します。

実施主体	取組	内容
長寿介護課	権利擁護業務	虐待の事例を把握した場合、法律に基づき速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等の適切な対応を行います。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症について語り合ったり、専門職に相談したりできる交流の場づくりを支援します。
長寿介護課 健幸・協働のまちづくり課	ころばん体操	地域の公民館等で週1回程度実施し、インストラクターによる体操指導後は参加者が自主的に継続していく住民主体の体操教室を支援します。
地域福祉課	日中一時支援事業	障害者（児）を介護する方が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設にて預かり、必要な保護を行います。
	扶助費の支給	条件を満たす世帯に対し、生活扶助費等の8つの扶助を行います。また、当人や家族の問題状況を定期訪問調査時に把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。
	生活困窮者自立支援事業費	生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、就労支援や原則3ヶ月間の家賃補助を行います。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置します。
	ひとり親家庭等生活・学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を行うとともに、基本的な生活習慣を取得する場の提供を行います。また、学習支援等の場を子どもや保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブにおける保育を実施します。
	教育・保育の実施（保育園、認定こども園、幼稚園など）	保育施設等において保育・育児相談を実施します。

実施主体	取組	内容
地域福祉課	家庭児童相談室	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。また、児童虐待を防止するための家庭訪問や学校訪問等を実施し、情報提供を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携を行います。
	子育て短期支援事業	家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図ります。預かりの際には、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を把握し、必要に応じた対応を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人のつなぎを行います。
	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給を行います。扶養手当の支給機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行います。医療費の助成機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	母子家庭等自立支援給付金事業	経済的自立を支援するため、ひとり親家庭に対する職業能力開発のための訓練給付金等を支給します。給付金申請の機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業【県事業】	ひとり親世帯等に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。貸付申請の機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	児童福祉法による児童入所施設措置費	母子家庭等に対して、母子生活支援施設への入所のあっせん等を行い、生活の自立促進を図ります。また、入所のあっせんの機会等を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。
	婦人相談室	家庭や生活上の問題解決のための各種相談（総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための相談）に対応します。

実施主体	取組	内容
地域福祉課	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育，その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談，指導を行うため，家庭児童相談員を配置します。
総務課	職員の健康管理事務	住民からの相談に応じる支援者への支援として，職員に対する心身面の健康の維持増進を図ります。
健幸・協働のまちづくり課	人権意識の啓発，人権問題の解決に向けた取組	各種相談に対して，関係団体の情報提供等のつなぎを行います。
	D V対策事業	講演会や講座等の実施により，D Vの発生予防に努めます。
	共創の場づくり事業（シビックカフェ）	誰もが参加でき，それぞれが持つアイデアや能力を生かすことができる場づくりとなるよう人材育成・発掘を行います。
	ゆるやかにつながる小さなまち・むらづくり事業（山川子どもクラブ）	それぞれの地域が保有する多様な地域資源（人材を含む）を生かしながら，地域が抱える様々な課題を自ら解決することができるような地域力を創出していく新たな地域コミュニティの組織化を図ります。
	健幸アンバサダー養成講座	健康に関する正しい知識や運動の方法を指宿市内の地域の人に広めていく人材を育成します。
危機管理課	自主防災組織事務	各地域の自主防災組織活性化のため，防災訓練指導等を行います。防災訓練等において，被災者のメンタルヘルスの重要性等について触れることで，危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。
税務課 水道課	市税等の賦課，収納，減免	納税・納付勧奨や窓口での納税等に関する相談を，生活状況を把握する機会として活用し，必要に応じて様々な支援機関につなげる等の対応を行います。
環境政策課	環境保全対策事業	自然公園内を確認する機会を通じて，自殺事案の発生や可能性等がないかの状況確認を行います。
商工水産課	高校生向け地元企業ガイダンス	高校2年生を対象とした「指宿企業ガイダンス」を実施し，若年者の経済的自立を支援します。

実施主体	取組	内容
商工水産課	指宿市消費生活センター	消費生活相談員を設置し、消費生活上の困難の解決に向けた支援を行います。また、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題についても、把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。
	消費生活出前講座	消費生活全般に関わる情報提供や相談を行う出張講座を開設し、消費生活上の問題の発生予防や解決に取り組みます。
	もうかる指宿クラスター事業	経営上の様々な課題を解決できるよう、専門家を派遣し、経営上の課題を相談する機会を提供します。
	商工業制度資金利子補給助成金	商工会議所及び商工会の会員が商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合、助成を行います。
観光施設管理課 土木課 都市整備課	公園の管理	公園施設等を確認する機会を通じて、自殺事案の発生や可能性等がないかの状況確認を行います。
建築課	公営住宅事務	住民の居住の場として、公営住宅の提供を行います。
学校教育課	要・準要保護児童生徒就学援助事業、特別支援教育就学援助事業	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等の補助を行います。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。
	不登校児童生徒支援事業（なのはな教室）	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室の設置や当該児童生徒の保護者に対する相談活動の実施等を行います。
	市のスクールカウンセラーによる定期相談	市のスクールカウンセラーが定期的に児童生徒・保護者等からの相談への対応を行います。
	スクールソーシャルワーカーを活用した総合的な相談体制整備	スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒等からの相談体制の充実を図ります。
	教育相談員による相談体制の充実	各学校に教育相談員を派遣し、児童生徒等からの相談への対応を行います。

実施主体	取組	内容
学校教育課	指宿こども心の相談電話	児童生徒の相談を受けることにより、問題の早期解決や未然防止を図るとともに、学校の生徒指導体制を支援します。
社会教育課	図書館管理運営事業	あらゆる世代の市民が安心して過ごせる場としての提供を図ります。
	地域学校協働活動推進事業	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みとして、モデル校区において「地域学校協働本部」を設置するとともに、放課後子ども教室を試行します。
	寿大学	シニア世代の市民が、自発的に学べる場と機会の提供、学習を通じたつながりづくりを図ります。
	市民講座 公民館講座 自主講座	あらゆる世代の市民が、自発的に学べる場と機会の提供、学習を通じたつながりづくりを図ります。
	子育て広場	週1回なのはな館で開催し、子育て中の市民が安心して過ごせ、また、子育てに関する互いの情報交換の場としての提供を図ります。
指宿保健所	小児慢性特定疾病支援事業	小児慢性特定疾病について医療助成を受けるための相談や申請の受付を行います。また、医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげる等、必要に応じた対応を行います。
	エイズ予防対策事業	エイズや性感染症等に関する電話相談を行います。
	指定難病医療対策事業	指定難病に関する医療費助成を受けるための相談や申請の受付を行います。また、医療助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげる等、必要に応じた対応を行います。
	自殺未遂者支援連携体制強化モデル事業	自殺未遂者が搬送された医療機関において、本人または家族から同意が得られた場合、保健所に情報提供がされ、地域関係者と連携を図り支援します。

(6) 生きることの包括的な支援を推進する体制を強化する

※ 主な取組

実施主体	取組	内容
健康増進課	地域医療連携計画作成事業	計画の次期改訂の際に、自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性の向上を図ります。
長寿介護課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢者福祉事業や介護保険事業の実施にあたり、自殺対策の視点に心掛け、それぞれの事業の連携と推進を図ります。
	生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。様々な活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成を図ります。
地域福祉課	障害福祉計画策定・管理事業	障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。
	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。
市長公室 健康増進課	指宿市総合振興計画	本市のまちづくりの最上位計画である総合振興計画の見直し（第2次後期）において、自殺対策に関する施策を盛り込み、全庁的な取組として自殺対策を推進します。
市長公室	みんなで語る会	「地域自殺対策の取組」等をテーマとすることで、住民への啓発を図ります。
危機管理課	防災計画事務	地域防災計画において、メンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。
健幸・協働のまちづくり課	人権教育・啓発基本計画の推進	人権に関わる問題を市民一人ひとりの身近な立場や日常生活の中に存在する問題と捉え人権教育・啓発を推進します。

実施主体	取組	内容
健幸・協働のまちづくり課	男女共同参画基本計画の推進	すべての個人が性別に関わりなく、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進します。

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

(1) 自殺対策ネットワーク

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、多分野の関係者の連携・協働により、多角的な施策を推進する必要があります。

このため、庁内の関係各課で構成される「指宿市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、全庁を挙げた横断的な自殺対策の推進を図るとともに、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等を活用した指宿市における自殺対策の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、計画の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じた施策の改善、計画の見直し等を行います。

(3) 自殺対策の担当課

主担当課（計画策定事務局）を健康増進課として、関係各課により横断的に推進していきます。

資料編

1 指宿市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 28 日

告示第 65 号の 2

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく指宿市自殺対策行動計画（以下「計画」という。）の策定のため、指宿市自殺対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 医療関係団体を代表する者

(2) 保健関係団体を代表する者

(3) 住民組織を代表する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条の市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(最初の会議の招集)

3 この告示の施行後、最初に開催する会議については、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 指宿市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿

	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	一般社団法人 指宿医師会	理事	赤崎 安隆	委員長
2	指宿市歯科医師会	副会長	伊地知 健	
3	指宿市薬剤師会	会長	宇都 健二	
4	南薩地域振興局保健福祉環境部指宿支所	保健係長	勇 成美	
5	指宿市社会福祉協議会	会長	西元 文雄	
6	指宿市自立支援協議会精神保健部会	精神保健福祉士	月野 晃資	
7	養護教諭	代表	窪田 聡美	
8	スクールソーシャルワーカー	代表	元脇 美貴	
9	指宿市自治公民館連絡協議会	会長	久保 憲一郎	
10	指宿市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	菅 鬼子男	副委員長
11	指宿市地域女性団体連絡協議会	会長	伊佐 幸子	
12	指宿市老人クラブ連合会	会長	谷元 隆宏	
13	指宿警察署	課長代理	宮園 亮一	
14	指宿南九州消防組合	署長	片野田 均	
15	指宿市校長会	代表	木原 正博	
16	指宿商工会議所	専務理事	邊見 重英	
17	法テラス指宿法律事務所	弁護士	佐野 千春	

指宿市自殺対策行動計画

平成31年3月

発行 指宿市 健康福祉部 健康増進課

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町 2424 番地

T E L 0993-22-2111 (内線 281, 282)

F A X 0993-27-1200
